

第4章 基本理念と基本目標

第4章 基本理念と基本目標

1. 基本理念

本町では、養老町シニアプラン21（第6期）において、高齢社会対策の観点から、めざすべき福祉社会のすがた（全体目標）を『**養老の心あふれる 寿齢社会**』※と定め、その実現に向けて、介護、福祉、保健、医療などの分野に関する施策を、総合的に推進してきました。

※「養老の心あふれる 寿齢社会」について

「養老」という言葉は、「老人をいたわり、養う」ことを意味しています。

「養老の心」は、若い世代は高齢者の自立を支え、また、高齢者は自らの健康づくりや生きがいづくりに積極的に努めることにより、高齢期を人生の最も充実した時期にしていこうという、町民一人ひとりの意思を表しています。

また、「寿齢」は、「長寿」や「長命」のことであり、「寿齢社会」は、いつまでも健康で、笑顔があふれる高齢期が送れる社会をつくらなければならないという町全体の意思を表しています。

前回計画から3年が経過し、この間、国においては、高齢者の「自立支援」と要介護状態の「重度化防止」、地域共生社会の実現、介護保険利用者負担の見直しなどの制度改正が行われてきました。また、国の基本指針では、第6期以降の介護保険事業計画を「地域包括ケア計画」と位置づけ、平成37年（2025年）までの各計画期間を通じて地域包括ケアシステムを段階的に構築することとしています。

このように制度や方針の変化があるものの、養老町の目標とする福祉社会の姿に変わりはないため、本計画においても、前回計画の基本方針である『**養老の心あふれる 寿齢社会**』を引き続き踏襲し、目標として掲げていきます。

めざすべき福祉社会の姿（全体目標）

養老のこころあふれる 寿齢社会

2. 計画の基本目標

基本目標 1 介護保険サービスの充実

介護保険制度の理念の一つでもある在宅介護を踏まえ、たとえ要介護状態となっても可能な限り、在宅で自立した日常生活を営むことができるよう、介護保険サービスの充実に努めます。

基本目標 2 介護予防と日常生活支援の推進

高齢社会の中で、高齢者が健康で自立した生活を送ることができ、地域の中で最大限の力を発揮できるようにするために、自主的・積極的な介護予防や健康づくりを支援します。

基本目標 3 地域包括ケアシステムの構築

高齢者が日常生活で支援が必要になっても、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、住民や関係機関等のさまざまな主体が参画し、多様な生活支援サービスを充実することで地域包括システムの構築を進めていきます。

特に認知症高齢者への対応については、認知症高齢者やその家族が、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるように認知症の早期発見・早期対応ができる体制づくりや、地域住民や専門職の方が認知症に対する理解を深めていき、地域全体で見守り、支えていくまちづくりの実現を目指します。

基本目標 4 社会参加と福祉のまちづくりの推進

高齢者がいきいきとした生活を送ることができるよう、高齢者の生きがいづくりの機会、場の提供の充実を図っていきます。

高齢者に配慮したまちづくりを進めていくことは、すべての人が住みやすい社会になっていくことにつながります。今後においても、高齢者のみならず、誰もが利用者しやすいという「ユニバーサルデザイン」の考えに基づき、すべての人にとって、やさしい思いやりのあるまちづくりの実現を目指します。

3. 施策の体系

基本理念	基本目標	施策の方向性
------	------	--------



